

第 21 回黒部市農業委員会議事録

1. 日時 令和 5 年 3 月 3 日 (金) 15 時 00 分～16 時 30 分
2. 場所 黒部市役所 4 階 第 2 委員会室
3. 出席委員 10 名
農業委員 10 名
1 番 中野 貴代美 2 番 山本 隆淑 3 番 山本 隆 4 番 高村 茂良
6 番 能澤 喬之 7 番 岩井 竹志 9 番 大坪 敏郎 11 番 松岡 高生
12 番 中島 淨 14 番 中坂 稔
4. 欠席委員 4 名
5 番 橋本 喜洋、8 番 船屋 裕子、10 番 宮崎 誠一、13 番 佐々木 智
5. 農業委員会事務局 3 名
事務局長 平野 孝英
係 長 辻 真美
主 任 中陳 栄
6. 議事 (1) 議案第 72 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
(2) 議案第 73 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
(3) 議案第 74 号 令和 4 年度黒部市農地利用集積計画の決定について

7. 会議の内容

事務局長：皆様、お疲れ様です。ただ今から第 21 回黒部市農業委員会総会を開催します。

最初に、山本職務代理からあいさつがあります。

職務代理：(あいさつ)

事務局長：ありがとうございました。

職務代理：本日の総会の議事録署名委員を私の方から指名します。

高村 茂良委員、能澤 喬之委員の両委員を指名します。

本日の総会に欠席する旨、通知を受けている委員を報告します。橋本 喜洋会長、船屋 裕子委員、宮崎 誠一委員、佐々木 智委員から事前に欠席通知を受けておりますので報告します。

それでは、議事に入ります。議案第 72 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について審議をいたします。

本議案については、当委員会の〇〇委員に関することが含まれていますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき、委員の退席を命じます。

事務局より説明願います。

◎議案第72号

事務局：議案第72号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明いたします。
資料の3ページをご覧ください。

- 〈1番〉 三日市地区 三日市字梅ノ木〇〇番 地目：田 外1筆の計1,119㎡について。
譲受人 黒部市新牧野 〇〇さんへ、譲渡人 東京都杉並区清水3丁目 〇〇さんからの所有権移転であります。理由は贈与です。
譲渡人は、黒部市出身です。現在、東京都在住であり、高齢であることから、実家や農地等の整理を考え、申請されました。申請地は、譲受人の所有田と仲間田になっており、譲受人が長年耕作していることから、これを譲り受けるものであります。譲受人は、現在、申請地を耕作し、周辺の農地利用に支障がなく、今後も耕作に供する予定であること、また約6反の農地を耕作しており、5反歩要件を満たしていることから許可要件をすべて満たしております。

計1件 2筆 1,119㎡であります

職務代理：それでは、議案第72号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について審議を行います。

1番の案件について、地区委員の代わりに現地確認しました委員の意見を求めます。

関係委員：意見なし。

職務代理：関係委員が異議なしとのことですが、他の委員の意見を求めます。

各委員：異議なし。

職務代理：異議なしとのことですので、議案第72号 農地法第3条第1項の規定による別紙申請の件について、当委員会では許可することに決定します。

ここで、〇〇委員の入室を許可いたします。

続きまして、議案第73号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について審議を行います。事務局より説明願います。

事務局：議案第73号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてですが、3件ございます。5ページをご覧ください。

- 〈1番〉 田家地区 田家新字宮野〇〇番〇 地目：田 現況：田の1筆33㎡について。
譲受人 黒部市田家新 〇〇さんへ
譲渡人 黒部市田家新 〇〇さんからの所有権移転であり、転用目的は貸資材置場です。こちらの案件は、次の2番と関連がありますので後ほど説明させていただきます。

- 〈2番〉 田家地区 田家新字宮野〇〇番 地目：田 現況：田の1筆72㎡について。
譲受人 黒部市田家新 〇〇さんへ
譲渡人 黒部市田家新 〇〇さんからの所有権移転であり、転用目的は貸資材置場です。申請者は近接するゴルフ練習場をこれまで経営しており、現在は別の方に経営は移っておりますが、練習場や資材置場など土地の所有は申請者となっております。これまでゴルフ場駐車場が満車となった場合、通路に駐車するなど利用者に不便となることもあったため、駐車場の拡張するにあたり、既存の資材置場を整地し駐車場にするため新たな資材置場が必要となりました。今回申請の1番、2番ともに平成22年8月に農振除外されておりましたが、その後転用申請がないまま、今回新たに農振除

外申請された隣接する2筆、位置図では1番の申請地とその右側にある倉庫との間となる部分と一体で資材置場として重機や資材など保管するとのことです。
なお、本日欠席の地区委員より当該申請については意見なしと伺っております。

〈3番〉 三日市地区 三日市字栲山〇〇番〇 外1筆 地目：田 現況：畑の2筆 1,296.43㎡について

譲受人 富山市二口町四丁目 〇〇 へ

譲渡人 東京都杉並区清水3丁目 〇〇さんからの所有権移転であり、転用目的は宅地分譲地です。

譲受人は富山市に本社があり、北陸中心に住宅建築、リフォームや不動産など行っております。申請地は、都市計画の用途区域内にあり、本市の区画整理事業の整備区域内となっており病院や学校、商業施設等へのアクセスなど宅地として立地的に条件の良い場所となっております。譲渡人が県外に在住であり、高齢であることから今回両者合意があり転用申請されました。

申請地には、10区画分の宅地分譲地が整備される予定です。

以上、3件 4筆 1,401.43㎡です。

議案の詳細につきましては、A3の右上に「参考」と書いてある資料をあわせてご確認ください。事務局からは以上です。

職務代理：それでは、議案第73号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について審議を行います。

1番、2番の案件について、本日、地区委員が欠席であります。事務局の説明のとおり異議なしとのことであります。

次に、3番の案件について、三日市地区の委員の意見を求めます。

地区委員：意見なし。

職務代理：地区委員が異議なしとのことですが、他の委員の意見を求めます。

各委員：異議なし。

会長：異議なしとのことですので、議案第73号 農地法第5条第1項の規定による別紙申請の件について、当委員会は許可に同意することに決定します。

続きまして、議案第74号 令和4年度 黒部市農用地利用集積計画について審議いたします。

本議案については、当委員会の〇〇委員に関することが含まれていますので農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、委員の退席を命じます。

事務局より説明願います。

◎議案第74号

事務局：議案第74号 農用地利用集積計画について説明させていただきます。8ページ目をご覧ください。今回提出させていただきますのは、令和5年1月21日から令和5年2月20日までに受付しました利用権設定についてであります。

期間別、利用権設定面積でございますが、今回は、新規6年未満15,610㎡、新規6年以上13,017㎡、再設定6年未満37,776㎡、再設定6年以上11,547㎡でございます。9ページ目をご覧ください。地区別の利用権設定一覧表でございます。

石田地区	3件	2,922 m ²
田家地区	2件	8,250 m ²
村椿地区	3件	26,161 m ²
大布施地区	1件	2,953 m ²
三日市地区	2件	4,915 m ²
荻生地区	3件	9,215 m ²
若栗地区	1件	2,953 m ²
愛本地区	3件	8,288 m ²
浦山地区	4件	12,293 m ²

総件数は22件で、利用権設定面積は77,950 m²となっております。

10ページ目をご覧ください。合意解約地区別一覧表です。今回は0件であります。

11ページ目をご覧ください。

今回の利用権設定率ですが、合計面積1,097万4,490 m²を2,517万1,022 m²で割りますと、43.6%となりました。そのうち農地中間管理機構の活用実績ですが、合計面積207万5,040 m²を2,517万1,022 m²で割りますと、設定率8.2%となりました。

今回の利用権設定の詳細につきましては、12ページ以降に記載されておりますのでご一読ください。農用地利用集積計画につきまして、事務局からは以上です。

職務代理：事務局から説明があった農用地利用集積計画について各委員の意見を求めます。

何かご意見ございませんか。

各委員：異議なし。

職務代理：異議なしとのことですので、議案第68号 令和4年度黒部市農用地利用集積計画について、当委員会は同意することに決定します。

ここで、能澤委員の入室を許可いたします。

これで予定していた議事が終了しましたが、何か他にご意見ございませんでしょうか。特にないようですので、その他の事務報告に移ります。

(事務局より説明)

職務代理：それでは、これもちまして本日の委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

(16時30分で終了)

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

議長

議事録署名委員

4番

6番
